

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一避難所の設置の項支出の限度の欄第一号中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表応急仮設住宅の項中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇、〇〇〇円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項中「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「三二、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同欄第二号中「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、四〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「五二〇、〇〇〇円」を「五四七、〇〇〇円」に改め、同表埋葬の項中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「一六〇、八〇〇円」を「一六四、八〇〇円」に改め、同表死体の処理の項支出の限度の欄第一号中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同欄第二号中「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「二〇、六五〇円」を「二〇、九五〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「一八、四〇〇円」を「一八、〇五〇円」に、「一五、四五〇円」を「一四、九五〇円」に、「一七、三〇〇円」を「一七、二五〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一七、二〇〇円」に改め、同表中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十六年八月十九日から適用する。